

印鑑登録廃止等届

申請届出書類名	■印鑑登録廃止・登録印亡失・印鑑登録証亡失届				
概要説明	■印鑑登録が不要になったり登録印鑑を変えるとき、登録印鑑・印鑑登録証の紛失、盗難、破損などの際、使用します。				
注意事項	■印鑑登録廃止届、登録印亡失届のときは、印鑑登録証を返納してください。 ■登録印を変えるときは、新たに印鑑登録の手続きが必要です。 ■代理人による届のときは、印鑑登録者本人が自ら書いた代理人選任届（委任の旨を証する書面）が必要です。				
受付場所	■市民課（市役所 1 階）、各窓口センターで申請を受付しています。 <ul style="list-style-type: none">■ 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土、日、祝日及び年末年始を除く）				
手続きにかかる時間	■10 分程度（混み具合によって異なりますのでご了承ください。）				
ダウンロード	<table border="1"><tr><td>■印鑑登録廃止等届</td><td>156KB</td></tr><tr><td>■代理人選任届（委任の旨を証する書面）</td><td>79KB</td></tr></table> <p>※記載要領も含まれております。よくお読みください。</p>	■印鑑登録廃止等届	156KB	■代理人選任届（委任の旨を証する書面）	79KB
■印鑑登録廃止等届	156KB				
■代理人選任届（委任の旨を証する書面）	79KB				